平成22年度協働パイロット事業募集要項

1　目　　的　　市と市民活動団体との協働を進めるために、その試行的な事業としてパイロット事業を募集します。

※パイロット：試験的に行うもの。先行するもの。水先案内人。

2　定　　義　　本要項で「市民活動」とは、市民が営利を目的とせず、静岡市のさまざまな分野における社会的課題の解決に取り組む公益のための活動をいいます。

3　応募資格　　静岡市内に事務所のある団体で、次のいずれかに該当する団体は、協働パイロット事業に応募することができます（ただし、全ての審査委員会に出席できる団体に限ります)。なお、一団体当たりの応募件数は制限しないので何件でも応募できます。

(1) 特定非営利活動法人

(2) 市民活動を行なっている非営利の団体で次の条件を満たす団体（地縁団体可）

① 10人以上の会員で組織していること。
② 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に該当すること。
③ 組織の運営に関する定款や会則等があること（総会や役員会など、組織運営の意思決定の仕組みが規定されていること)。
④ 予算・決算を的確に行なっていること。
⑤ 活動内容や会計処理に関する情報が公開されていること。
⑥ 委託業務を的確に遂行できる能力を有すること。
⑦ 過去1年度以上の活動実績があり､事業報告･決算等の書類で確認できること。

(3) 前2項に該当する団体の共同体

※　特定非営利活動促進法第2条第2項第2号

イ　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ　特定の公職（公職選挙法 （昭和二十五年法律第百号）第三条 に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

4　募集事業　　４事業を募集します。

(1) 募集する事業は、次の各号を満たす事業とする。

① 分野を問わず社会的課題の解決のための事業で、パイロット事業としてふさわしい事業。

② 委託金額が２５万円以内（消費税込）の事業。

(2) 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する事業は応募の対象としません。

① 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

② 学術的な研究事業

③ 地区住民の親睦のみを目的とした交流イベントなどの事業。

④ 国や他の地方公共団体及びそれらの外郭団体からの助成を受ける事業

⑤ 政治、宗教、営利を目的とする事業

5　委託期間　　平成22年7月から平成23年3月まで

※平成23年3月末までに必ず事業完了報告書を提出してください。

6　応募書類　　次の各号に掲げる書類を、2部ずつ、市民生活課に提出してください。なお、提出された書類は返還しません。((5)～(8)は任意の書式。)

(1) 企画提案申込書（様式１）

(2) 企画提案書（様式２）

(3) 見積書（様式３）

(4) 企画提案の概要書［様式２の内容をまとめたもの］（様式４）

(5) 企画提案団体の定款、会則又はこれらに準じるもの

(6) 企画提案団体の平成21年度の事業報告書・決算書及び平成22年度の事業計画書・予算書（総会などの承認が間に合わない場合は、総会などに提出する資料の案を提出してください。）

(7) 企画提案団体の役員名簿

(8) その他、市が必要と認めるもの（特定非営利活動法人以外の団体の場合は、10人以上の会員名簿の提出を求める場合があります。）

7　委託料の積算　委託料の積算については、下記の各項目に従ってください。

(1) 事業の実施にあたっては、市と委託契約を結んでいただきます。補助金では、ありません。

(2) 原則として、第三者への再委託費及びこれらに準じる支出は、認めません。

(3) 事務管理費は、委託金額の20%以内とします。

(4) 見積書には、必ず消費税を計上してください。

(5) 委託料以外の収入として、サービスの受益者から実費程度の負担金を徴収し、事業費に充てることができます。ただし、金額等は委託者と採用された団体が協議の上決定するものとします。なお、委託料以外の収入を見込み、不足が生じたときは、受託者が負担するものとします。

(6) 採用された団体と協議の上、市が適当と認める金額については、前金払いとすることができます。

8　募集期間　平成 22 年 5 月 10 日（月）から平成 22 年 6 月 2 日（水）まで

9　選定方針　本事業の目的を効果的、効率的に達成する提案した企画提案団体を採用します。

10　選定方法　選定方法は書類審査及び面接による審査とし、詳細については、下表のとおりとします。

表：審査の内容

区分	審査する者	内容	審査書類
受付	市民生活課担当者	提出書類が形式的に整っているかを審査します。	６の(1)～(8)に掲げる書類
第 1 次審査（書類審査）	審査委員会	審査委員会は、提出された書類の内容、所管課意見を参考にして、［11 審査視点］の評価視点に基づき審査・選定します。	同上
第 2 次審査（面接）	審査委員会	審査委員会は、第 1 次審査で選定された団体を面接し、選定結果を決定します。	同上
所管課意見	関係所管課	関係所管課（原則として 1 事業 1 課）は審査書類を［11 審査視点］の評価視点で評価し、意見を審査委員会に提出します。	同上
市民意見	市民	ホームページで公開された提出書類に対して、市民は意見を述べることができます。	６の(1)～(4)に掲げる書類

11　審査視点　事業の目的や内容が広く市民に理解されると認められる企画提案であって、次のような視点により高い評価を受けた企画提案を行った団体を選定するものとします。

(1) 市民ニーズや社会的課題を適切に認識しているか

(2) 協働にふさわしい事業か

(3) 市民活動の先駆性、創造性を活かした事業か
(4) 実行性が十分に感じられるか
(5) 予算の見積もりは適正か
(6) その他、市民活動の特性を生かせるか

12　審査員　委託団体の審査は、静岡市市民活動促進協議会委員（内、数名）及び行政担当者が行います。ただし、提案団体と利害関係にある静岡市市民活動促進協議会委員は、審査に加わることができません。

13　契約
(1)採用決定後、提案団体と市は事業内容について協議し、契約を交わします。
(2)前項の協議の際、多様な視点で検討することによって事業をよりよいものにするために、静岡市市民活動促進協議会委員から助言を受ける機会を設けます。

14　情報公開　選定に関する書類等は原則公開とします。公開方法は以下のとおりとします。
(1) ［６応募書類］の内、(1)、(2)、(3)、(4)については、受付後、速やかにホームページで公開します。同(5)～(7)については、(7)の役員名簿の氏名以外の個人情報を除き、市民生活課窓口で閲覧できるものとします。
(2) 前項の規定に関わらず、企画提案団体所在地の住所、電話番号は公開の対象とします。
(3) 審査結果は、ホームページ等で公開します。ただし、各審査委員の審査結果は、原則として非公開とします。

15　事業報告・評価
(1)実施団体は、事業終了後、速やかに事業報告書を提出してください。
(2)実施団体は、市と協力して事業評価を行ってください。

16　その他　この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとします。